

議第27号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を次のように改正する。

第38条の8第1項中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え、同項に後段
として次のように加える。

この場合における専門職員の数の算定については、京都市高齢者施策推
進協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンター
の運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤換算方法（常勤
専従職員以外の職員の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職
員の1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た数と同じ数の常勤専従
職員が当該センターに置かれているものとみなすことにより常勤専従職員
以外の職員の数を常勤専従職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）
によることができる。

第38条の8第2項後段を次のように改める。

この場合における当該者の数の算定については、常勤換算方法によるこ
とができる。

第38条の8に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合においては、当該区域内の一のセンターに置くべき専門職員は2人以上とし、かつ、当該専門職員の職種は2以上としなければならない。

4 第1項後段の規定は、前項の専門職員の数の算定について準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地域包括支援センターの職員及びその数に係る基準を改める必要があるので提案する。